

第63回 飯塚市地域公共交通協議会協議会

第49回 飯塚市地域公共交通会議

日時：令和5年12月22日（金） 15：00～

場所：穂波交流センター 大ホール

議事次第

1. 開会
2. 市民協働部長あいさつ
3. 議事
 - (1) 議案第1号 地域公共交通確保維持改善事業（国庫補助）の評価について
 - (2) 議案第2号 西日本鉄道株式会社による筑豊（特急）福岡線（筑豊遊園系統）の一部区間廃止の申出について
 - (3) 議案第3号 令和6年度のコミュニティ交通の運行について
 - (4) 議案第4号 飯塚市地域公共交通会議設置要綱の一部改正について
 - (5) 議案第5号 飯塚市地域公共交通協議会規約の一部改正について
 - (6) 議案第6号（追加議案）運賃協議分科会の委員選出について
4. その他
5. 閉会

1. 開会

事務局：本日ご出席の委員数は23名となっております。1人遅れて到着ということでご連絡を受けております。過半数の出席となりますので会議が成立したことをご報告いたします。なお、西鉄バス筑豊株式会社の高島委員につきましては同社から浜田様に、九州運輸局福岡運輸支局の傳委員につきましては、同支局から辻様に代理でご出席いただいております。それではただいまから第63回飯塚市地域公共交通協議会並びに第49回飯塚市地域公共交通会議を開会いたします。

2. 市民協働部長あいさつ

事務局：まず、担当部長でございます小川市民協働部長から皆様にご挨拶申し上げます。

会長：皆さんこんにちは、本日は年末のお忙しい中、また、昨日からの雪で寒い中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の議題としましては、国庫補助の評価について、前回に続きまして西日本鉄道株式会社により筑豊特急福岡線の一部区間廃止の申出につきましても最終的報告、これも前回に続きまして、令和6年度のコミュニティ交通の運行についてダイヤを示させていただきます。また新たに、要綱の一部改正と規約の一部改正についてという形で、本日は5つの議案になっています。

最後まで審議いただきまして、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

3. 議事

(1) 議案第1号 地域公共交通確保維持改善事業（国庫補助）の評価について

事務局：それではこれより議事に入ります。進行は小川会長をお願いいたします。

会長：それでは早速、議案第1号地域公共交通確保維持改善事業、国庫補助の評価について、事務局に説明をお願いします。

事務局：資料1をお願いします。現在、予約乗合タクシーの運行において活用しております、国庫補助制度、「地域公共交通確保維持改善事業」につきましては、毎年事業の評価を行いまして、1月末までに運輸局へ報告するようになっております。今回の評価対象の期間は、令和4年10月から令和5年9月までの1年間になりまして、その評価の内容を提案するものです。主要な箇所のみ説明させていただきます。

まず、1ページの表、左から①については、現在の予約乗合タクシーの事業者名と地区名を、②の事業概要につきましては、運行地区と、地区外で行ける施設を記載しております。③については、前回の事業評価結果の反映状況として、利用促進活動の継続実施のほか、住民からの要望や地域の意見等を反映し、運行改善を実施している旨を記載しております。

評価の部分は④⑤になりますが、評価は、A B Cの3段階で評価するように定められておりまして、Aは、「事業が計画どおりに実施された。」、Bは、「一部実施されていない点があった。」、Cは、「実施されなかった。」、となっております。

表の④は、事業実施の適切性ですが、事業は計画通りに実施されておりますのでA評価、⑤の目標・効果達成状況ですが、目標としては、対象交通機関の利用者数を設定しておりまして、記載のとおり、コミュニティ交通全体で達成率 98.5%、予約乗合タクシーのみの場合で 98.6%と、共に目標の数値を若干下回っております。しかしながら、予約乗合タクシーの運行については、地区内の身近な移動手段として一定の効果は得られていると考えますので、B評価としております。

なお、目標の利用者数に届かなかった原因としましては、コロナの影響からの回復が見込みより少なかったこと、また、令和4年度は、新体系1年目のため、住民に運行内容等が浸透しきれていなかったことなどと考えております。

これを受けまして、⑥の今後の改善点につきましては、(ア)、(イ)、(ウ)の項目として周知活動の強化により利用促進を図る内容等を記載しております。

2ページをお願いします。ここには、事業実施の目的、必要性を記載する内容になっておりまして、昨年度策定しました飯塚市地域公共交通計画の基本方針などを踏まえた内容になります。

次の3ページ以降につきましては、市の公共交通の概要や基礎データなどの添付資料になりますので、説明は割愛させていただきます。

なお、この書類を国へ提出した際に、若干の修正がございましたら、事務局において対応いたしますので、ご了承ください。以上で説明を終わります。

会 長：ただいま事務局から説明がありました。ご意見、ご質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか、それでは採決いたします議案第1号につきましては承認するというのでよろしいでしょうか。

全 委 員：(異議なし)

会 長：ありがとうございます。それでは議案第1号につきましては承認されました。

(2) 議案第2号 西日本鉄道株式会社による筑豊(特急)福岡線(筑豊遊園系統)の一部区間廃止の申出について

会 長：続きまして、議案第2号西日本鉄道株式会社による筑豊(特急)福岡線(筑豊遊園系統)の一部区間廃止の申出について、事務局に説明をお願いします。

事 務 局：本件につきましては、前回の協議会におきまして、これまでのご議論の内容を本日の協議会において報告書の形で取りまとめまして、福岡県バス対策協議会に提出する旨のご説明をさせていただいております。

それでは、資料2をお願いいたします。協議結果の報告書案となります。

一番下の4の項目に「協議結果」を記載しております。概要ですが、現在まで、運行事業者、福岡県、糸田町と協議を重ねておりますが、路線の一部区間廃止の手続きにつきましては、道路運送法に基づく届出制となっておりますので、この手続きを当協議会の方から止めるようなことは法令上できません。しかしながら、当該区間の運行が本市民にとってレクリエーション施設やスポーツ施設等の利用に効果があること、また、減便案での試算で、一定の利用が期待できることなどのことから、運行事業者である西鉄様に対しまして

は、減便による運行継続を含め、可能な限り路線存続に向けて再検討を要請することとしております。

なお、軽微な文言の修正は事務局に一任していただければと考えております。以上で、説明を終わります。

会 長： ただいま事務局から説明がございました。ご意見、ご質問等ありましたら挙手をお願いします。

吉 柳 委 員： この報告についてですが、廃止予定が来年の3月31日になっています。ただ、法令上止めることはできないことは言明してある。しかしながらその後に、再検討することを要望するということが書いてあります。

来年3月いっぱい、もう路線廃止が決定する。このままいけば法的にも拒否できないという状況の中で、どういった要請をして、改善の余地があるのかどうか、見込みがあるのかどうか、行政の方として、担当課としては考えがあるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。以上です。

事 務 局： はい、お答えさせていただきます。説明に少しありましたけれども、この報告書を私どもの方が、県のブロック会議の方に提出させていただきまして、県のブロック会議の中で、また福岡県、糸田町と一緒に、西鉄も含めまして、こういった意見がある中で、存続ということの可能性や、検討をお願いしたいということをまず訴える、お伝えするということが、この次の動きになってまいります。

そして、西鉄の方でご検討いただいて、もし何らかの形で運行を継続するということになれば、届出制でございますので、その届出を取り下げることになれば、3月31日という期限が延期になったり、取りやめになったりということになります。

検討した結果、やはり廃止するということになれば、届出したものがそのまま有効となりますので、この期限で廃止ということになります。

私どもとしましては、この後、運輸局の方のヒアリング等もございますけれども、できる限り私どもの思いが伝わるように今後もお話をさせていただくようなことで、この要望をお伝えして再検討していただく動きをさせていただきたいという考えでおります。

吉 柳 委 員： 前回の会議のときに継続ということになりましたが、その間の経過を聞くと、そういう要望等もありましたので廃止時期をずらしたという報告があったように記憶しています。そういった中で、もう3月31日にしたとうことで、課長から希望的観測ではないが、そこがある程度はつきりしていないと、県に上げたときも、西鉄がこの3月31日がまた移動、延期するという可能性があるかどうか把握しておかなければならない。そうでないと、やっぱり3月31日に全部廃止になりましたという報告をしてもらう必要があるので、その検討をしてほしいと思います。以上です。

会 長： はい。事務局としましては、ブロック会議の場に上げて、また西鉄との協議になると思いますので、精一杯頑張るという形で、ぜひご理解いただきたいと思います。

他ご意見ご質問ありませんか。はい。それでは皆さんよろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案第2号につきましては承認するというところでよろしいでしょうか。

全 委 員： （異議なし）

会 長： はい、ありがとうございます。それでは議案第2号につきましては承認されました。

(3) 議案第3号 令和6年度のコミュニティ交通の運行について

会 長： 続きまして、議案第3号お願いします令和6年度のコミュニティ交通の運行について、事務局説明をお願いします。

事 務 局： 令和6年度のコミュニティ交通の運行についてご説明いたします。

前回の協議会において、運行変更項目につきまして、ご承認をいただいているところです。そのことに基づきまして、本日は運行ダイヤ案のご説明をさせていただきます。

現在の運行ダイヤ等を掲載しております「令和5年度版コミュニティ交通利用ガイド」をご参考にお配りしておりますので、必要に応じてご覧ください。

それでは、資料3-1「令和6年度コミュニティ交通運行変更項目一覧表」、3-2「運行時刻表(案)」をお願いいたします。

資料3-1の変更項目一覧表につきましては、前回説明いたしました、「コミュニティバス筑穂・高田線」、及び、エリアワゴン筑穂地区の「内野・内住線」につきましても運行ダイヤ変更をすることといたしましたので、今回記載を追加しております。

まずは、「コミュニティバス筑穂・高田線」についてです。時刻表の詳細は、資料3-2の1ページ目、右上に「時刻表1」と記載しています。時刻表1をお願いいたします。

停留所「ゆめタウン飯塚」及び「トライアル飯塚店」の追加を予定しており、全体の運行ダイヤを調整し、変更を予定しています。変更部分は黄色で表示しています。

次に、「エリアワゴン」についてです。時刻表2をお願いします。鯉田地区ですが、停留所「鯉田駅」、「井出ヶ浦」、「鯉田浦田公民館」、「飯塚市総合体育館」を追加予定としています。

次に、時刻表3をお願いします。鎮西地区ですが、停留所「児嶋病院」を追加予定としています。土曜日は休診日のため、火曜、金曜日の追加となります。

次に、時刻表4をお願いします。二瀬地区ですが、停留所「市営相田団地12棟」を追加予定としています。

次に、時刻表5をお願いします。飯塚東地区ですが、上から2つめの黒丸、「月、水、金曜、及び、土曜運行」について「運行ダイヤ変更」を予定しています。1便の運行時間が約75分から2時間と長いため、平日(月・水・金曜)について、第9便と第10便に、また、第11便と第12便に分割しております。土曜日につきましても、同様に第1便と第2便、3便と4便、5便と6便、7便と8便に分割しております。また、平日の第12便及び土曜の第8便については、便間の調整時間と、乗務員の待機時間の確保のため、利用者の少ない停留所の停車回数を減らす調整をしています。

次に、時刻表6をお願いします。穂波地区・菰田地区ですが、停留所「ゆめタウン」への移設、及び、便間の調整時間と乗務員の待機時間の確保のため、利用状況にともなった一部短縮のダイヤ調整を予定しています。

次に、時刻表7をお願いします。穂波地区(高田系統)ですが、「停留所追加」として、「椋本前田」、「高田炭焼」、「天寿園」を追加予定としています。

次に、時刻表 8 をお願いします。庄内地区ですが、上から 2 つ目の黒丸（火曜、木曜、土曜運行）について、木曜日 5 便と土曜日 4 便の「トライアル上三緒店」から「すだれ石」までのダイヤ調整を予定しています。

次に、時刻表 9 をお願いします。筑穂地区ですが、「運行ダイヤ変更」として、大分線、内野線、内野・内住線の待機時間の調整を予定しています。

資料に記載のないものにつきましては、令和 5 年度と同じ内容の運行をするものといえます。

なお、今後警察等の関係者と協議する中で、乗降場所の位置の変更などの理由により、停留所の位置、運行ダイヤなどの面で若干の変更が生じましたら、そのような調整につきましては、事務局に一任していただければ、と考えております。

最後に、本日、令和 6 年度運行案につきまして、ご審議いただいた後、決定しましたら、「令和 6 年度版コミュニティ交通利用ガイド」を作成いたしまして、市民の皆様へ全戸配布させていただく予定としております。以上で、説明を終わります。

会 長： はい、ただいま事務局から説明がありました。ご意見、ご質問がありましたら挙手をお願いします。よろしいでしょうか、それでは採決いたします。議案第 3 号については承認するというのでよろしいでしょうか。

全 委 員： （異議なし）

会 長： はい、ありがとうございます。それでは議案第 3 号につきましては承認されました。

（４）議案第 4 号 飯塚市地域公共交通会議設置要綱の一部改正について

（５）議案第 5 号 飯塚市地域公共交通協議会規約の一部改正について

会 長： 続きまして、議案第 4 号飯塚市地域公共交通会議設置要綱の一部改正、及び、議案第 5 号飯塚市地域公共交通協議会規約の一部改正、この 2 つにつきましては関連がございますので、一括審議といたします。事務局に説明をお願いします。

事 務 局： 飯塚市地域公共交通会議設置要綱及び同協議会規約の一部改正について、ご説明いたします。

資料 4-1 をお願いいたします。本件につきましては、前回の協議会・会議におきまして、福岡運輸支局委員からご意見がございましたとおり、運賃の協議に関しまして、現行制度においては、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じるため、道路運送法が改正されております。今まで運賃につきましては、地域公共交通会議等において協議をしてきましたが、今回の改正により、令和 5 年 10 月 1 日以降、運賃等の協議を行う際は、あらかじめ公聴会等により、住民等のご意見を聞くとともに、地域公共交通会議とは別に、道路運送法第 9 条第 4 項で規定する者を構成員とする協議組織において協議を行うこととなりました。現行の運賃制度に変更はなくても、新しい停留所設置や、ルートを通る場合等は運賃を届出する必要があることから、先ほどご承認いただきました令和 6 年度の運行変更部分に関しまして運賃協議を行う予定としております。

このことに伴いまして、本市におきましても、交通会議及び協議会の要綱等にごございます協議事項から「運賃、料金」の記載を削除するように考えております。

また、運賃協議を行う組織としては、交通会議の下部組織としまして、資料4-1の一番下に記載しております「運賃協議分科会」を新たに設置し、協議を行っていくことと考えております。構成員は、法に則り、「市職員」、「当該運行地区受託事業者」、「市民代表」、「福岡運輸支局職員」としております。「当該運行地区受託事業者」の方につきましては、交通種別等により交代することとなります。

任期は交通会議と同じく2年間としております。今回選出される委員につきましては、現在の任期が令和6年3月までですので、同じく令和6年3月までの任期となります。

なお、資料4-2に交通会議設置要綱の新旧対照表を、資料4-3に要綱の改正後全文、資料5-1に交通協議会規約の新旧対照表を、資料5-2に規約の改正後全文を添付しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。以上で、説明を終わります。

会 長： はい、事務局から説明がありました。ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

青 山 委 員： 運賃の値上げということですが、私からお願いしたいのは、実際に利用されている方は非常に高齢者の方が多い。つまり、お一人で生活される方、あるいは二人で生活されている方、家族がいないがために車で買い物に行くわけにもいかないのこの利用している。年金生活の人が非常に多いもので、私どももいずれあと数年すればこういうバスを利用しないと買い物にも行けない。逆に年金が増えればいいのですが、政府はまた保険料の負担を高齢者の方をお願いするという形で、年齢を区切って保険料が上がる話をしている。高齢者を大事にするということも含めて、料金の値上げはできるだけ抑えていただきたい。これはもう行政の方で補助金を出すとか、あるいは何歳以上の方については割引券を出すとか、何かそういうことも考えていただければと思います。

やはりこの歳になって、いろんなものがわかりますが、今まで一生懸命頑張ってこられて支えてこられた方々ですから、そういう方々には負担をかけなくていい状況にさせていただけるといいなと思います。

他の自治会と、隣接しているところについては嘉麻市、あるいは桂川町、あるいは篠栗町などがどういうふう運営しているのか参考にさせていただきたい。できるだけ経費の削減なども含めて、何らかの形で補助をしていただいたら利用しやすいと思いますので、よろしくをお願いします。

会 長： ありがとうございます。他にご意見、ご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、それでは議案第4号および議案第5号を一括採決いたします。議案第4号および議案第5号については承認するというのでよろしいでしょうか。

全 委 員： (異議なし)

会 長： ありがとうございます。議案第4号、議案第5号につきましては承認されました。

(6) 議案第6号(追加議案) 運賃協議分科会の委員選出について

会 長： 承認を受けまして、事務局より追加議案がございます。資料の配布をお願いします。

ただいま事務局の方から資料を配布していただきました。追加議案として議案第6号運賃協議分科会の委員選出について、これを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：先程ご承認いただきました令和6年度コミュニティ交通運行計画の変更部分に係る運賃につきまして、本日、運賃協議分科会を設置し、即時開催したうえで、結果報告させていただきたいと考えますので、分科会委員の選出を提案いたします。

今お配りしました資料をお願いします。

改正後の地域公共交通会議設置要綱の中で、運賃協議分科会の組織に関する条項を抜粋しておりますが、まとめたものが下の表になります。

表の中の市職員及び福岡運輸支局職員につきましては、あて職になりますので、市職員は分科会の議長を兼ねて小川会長に、福岡運輸支局職員につきましては、本日、同支局からご出席いただいている辻様をお願いしたいと思います。

なお、市民代表の選出については、2名以内となっておりますが、今回は、令和6年度コミュニティ交通運行計画の変更部分のみが協議対象であり、運賃制度自体の改定は予定しておりません。また、委員の任期は今年度末までとなっておりますので、今回は、市民代表としては1名を、会長より指名していただき、決定したいと考えております。

以上で説明を終わります。

会長：追加議案第6号運賃協議分科会の委員選出について事務局から説明がありました。ご意見、ご質問等ありましたら挙手をお願いします。

それでは先ほどから説明がありました委員のうち、市民代表につきましては、私の方からご指名をさせていただきます。今回はこれまでコミュニティ交通の運行内容、経過を把握していること、またコミュニティバス、エリアワゴン、予約乗合タクシーの各種交通機関が運行している地区の代表者である、この2点の理由から、鯉田地区の梶原委員を指名しお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。それでは議案第6号につきましては、委員につきましては私と辻委員、梶原委員、また運送事業者と決定させていただきます。早速ではありますがただいまから運賃協議分科会を開催したいと思います。

そこで、10分程度お時間いただき分科会を開催いたしまして、その後に協議会再開を考えておりますので、よろしくをお願いします。その中で分科会の報告をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。それでは分科会委員の皆様、お手数ではございますが、交流センター本館の方へご移動をお願いします。委員の方におかれましては、10分程度お時間をいただきます、よろしくをお願いします。

(運賃協議分科会開催のため中断)

会長：委員の皆様、大変お待たせいたしました。それでは再開いたします。ただ今、運賃協議分科会におきまして、協議した内容を報告いたします。協議の結果令和6年度コミュニティ交通運行計画の全ての変更部分の運賃につきましては、現在の運賃と同じ運賃設定とすることに決定いたしました。以上で報告を終わります。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

4. その他

会 長： それでは最後にその他でございますが、委員の皆様から何かありましたら挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

はい、それでは協議会規約第11条第3項に基づきまして、議事録署名人を指名いたします。今回は久田委員、吉柳委員をお願いしたいと思います。議事録作成後、事務局がお伺いしますので、よろしく願いいたします。

5. 閉会

会 長： それでは以上をもちまして、本日の会議を閉会します。休憩を合わせまして、長時間お疲れ様でした。ありがとうございました。